

# 島根県報

第一、四三五号

平成十五年一月十四日

(火曜日)

## 目次

告示	農地法第三条第二項第五号の規定による別段面積の設定	(農業振興課)	一
告示	土地改良事業変更計画書の縦覧	(農村整備課)	四
告示	換地計画書の縦覧(二件)	(商工企画課)	四
告示	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗廃止の届出	(会 計 課)	五
告示	島根県指定金融機関等の名称等の一部改正	(用地対策課)	五
告示	公共測量の終了		

## 告 示

### 島根県告示第十九号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第三条第二項第五号の規定により、次に掲げる区域について別段の面積を定め、平成十五年四月一日から施行する。

所有権の移転等ができる農地等の下限面積(昭和四十六年島根県告示第六十二号)は、廃止する。

この告示の施行の日前に農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)第一条の二第一項又は第三項の規定によりそれぞれ農業委員会(經由する場合を含む。)又は知事に提出された申請書に対する農地法第三条第一項の許可については、なお従前の例による。

平成十五年一月十四日

島根県知事 澄田信義

市町村名	設定区域	別段の面積
松江市	旧乃木村の区域	三〇アール
浜田市	旧秋鹿村の区域	四〇アール
	旧浜田町の区域	二〇アール
	旧長浜村の区域	二〇アール
	旧周布村の区域	二〇アール
	旧石見村の区域	二〇アール
	旧美川村の区域	三〇アール
	旧今福村の区域	三〇アール
	旧大麻村の区域	二〇アール
	旧国府村の区域	二〇アール
	旧有福村の区域	三〇アール
出雲市	今市町	二〇アール
	大津町	四〇アール
	塩冶町	三〇アール
	旧園村の区域	四〇アール
	旧朝山村の区域	四〇アール
	旧乙立村の区域	三〇アール
	旧益田町の区域	三〇アール
	旧安田村の区域	三〇アール
	旧鎌手村の区域	三〇アール
	旧種村の区域	四〇アール



川本町	仁摩町	温泉津町	大社町	湖陵町	多伎町	佐田町	赤来町	掛合町
旧祖式村の区域	旧馬路村の区域	旧湯里村の区域	旧大社町の区域	旧江南村の区域	旧田儀村の区域	全域	旧谷村の区域	旧掛合村の区域
三〇アール	二〇アール	三〇アール	二〇アール	四〇アール	四〇アール	四〇アール	四〇アール	四〇アール
旧川下村の区域	旧宅野村の区域	旧福光村の区域	旧日御碕村の区域	旧西浜村の区域	旧田岐村の区域			
三〇アール	二〇アール	三〇アール	三〇アール	二〇アール	二〇アール			
旧川本町の区域	旧大國村の区域	旧温泉津町の区域			旧富山村の区域			
三〇アール	三〇アール	三〇アール			四〇アール			
旧仁万町の区域	旧湯里村の区域	旧福浦村の区域			旧田儀村の区域			
三〇アール	三〇アール	二〇アール			四〇アール			

日原町	津和野町	匹見町	美都町	三隅町	旭町	桜江町	石見町	瑞穂町	羽須美村	大和村	邑智町
全域	旧津和野町の区域	旧匹見上村の区域	全域	旧黒沢村の区域	旧都川村の区域	全域	旧井原村の区域	旧市木村の区域	全域	旧都賀村の区域	旧吾郷村の区域
三〇アール	三〇アール	三〇アール	三〇アール	三〇アール	四〇アール	三〇アール	四〇アール	四〇アール	三〇アール	三〇アール	三〇アール
	旧匹見下村の区域	旧大麻村の区域	旧井野村の区域	旧三隅町の区域	旧岡見村の区域	旧井原村の区域	旧市木村の区域	旧都賀村の区域	旧都賀村の区域	旧君谷村の区域	旧粕淵町の区域
	三〇アール	三〇アール	四〇アール	二〇アール	三〇アール	四〇アール	四〇アール	四〇アール	三〇アール	四〇アール	三〇アール
	旧津和野町の区域	旧大麻村の区域	旧井野村の区域	旧三隅町の区域	旧岡見村の区域	旧井原村の区域	旧市木村の区域	旧都賀村の区域	旧都賀村の区域	旧君谷村の区域	旧粕淵町の区域
	三〇アール	三〇アール	四〇アール	二〇アール	三〇アール	四〇アール	四〇アール	四〇アール	三〇アール	四〇アール	三〇アール

六日市町	全域	四〇アール
西郷町	旧西郷町の区域	三〇アール
	旧東郷町の区域	三〇アール
	旧中条村の区域	四〇アール
	旧磯村の区域	三〇アール
	旧中村の区域	三〇アール
布施村	全域	三〇アール
五箇村	全域	三〇アール
都万村	全域	三〇アール
海士町	全域	四〇アール
西ノ島町	全域	二〇アール
知夫村	全域	三〇アール

備考  
この表の旧市町村の区域は、昭和二十五年二月一日現在のものである。ただし、浜田市のうち旧浜田町、旧長浜村、旧周布村、旧石見村、旧美川村の区域は昭和十五年十一月二日現在のものである。

島根県告示第二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年一月十四日

島根県知事 澄田信義

事業主体名	八束郡八雲村土地改良区
事業名	恩部地区農道事業（がんばる島根農林総合事業・小規模土地基盤整備事業）
縦覧に供する書類の名称	土地改良事業計画書の写し
縦覧の期間	告示の日から二十一日間
縦覧の場所	八雲村役場

島根県告示第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条第一項の規定に基づき、能義郡広瀬町土地改良区理事長から宮の谷地区の換地計画認可の申請があり、同法第五十二条の二第一項の規定により審査の結果これを適当と決定したから、同条第四項において準用する同法第八条第六項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該換地計画に異議のあるものは、縦覧期間満了後十五日以内に申し出らるたい。

平成十五年一月十四日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年一月十四日から二十一日間

三 縦覧の場所

広瀬町役場

島根県告示第二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に伴う飯石北地区井原谷上区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後十五日以内に、島根県知事に  
対して異議申立てをすることができる。

平成十五年一月十四日

島根県知事 澄田信義

一 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書

二 縦覧の期間

平成十五年一月十四日から二十一日間

三 縦覧の場所

掛合町役場

島根県告示第二十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による届出があ  
つたので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年一月十四日

島根県知事 澄田信義

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

デオデオCOMSITY出雲店 島根県出雲市渡橋町七九六番地一号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

株式会社デオデオ 代表取締役 久保允誉 広島県広島市中区紙屋町二丁目一番一

八号

3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

一、〇八七平方メートル

4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

〇平方メートル

5 廃止する年月日

平成十五年二月十日

二 届出年月日 平成十四年十二月二十六日

島根県告示第二十四号

島根県指定金融機関等の名称等（昭和五十七年島根県告示第四百五十号）の一部を次の  
ように改正し、平成十五年三月一日から施行する。

平成十五年一月十四日

島根県知事 澄田信義

第三号の表中三菱信託銀行株式会社松江支店の項を削る。

公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第

二項の規定により、次の公共測量は、平成十四年十一月十二日に終了した旨国土交通省中  
国地方整備局出雲工務事務所長から通知を受けたので、同法第三十九条において準用する  
同法第十四条第三項の規定により公告する。

平成十五年一月十四日

島根県知事 澄田信義

一 作業種類

公共測量（河川縦横断面作成）

二 作業期間

平成十四年四月十七日から平成十四年十一月十二日まで

三 作業地域

松江市本庄町地域

平成十五年一月十四日印刷  
平成十五年一月十四日発行

発行者  
島  
根  
県

発行所  
印刷所  
松江学園南町  
松島陽根印刷所

定価一箇月  
金二千四百三十円(送料共)

毎週火・金曜日発行